

# 東京産農産物等の取扱い事業者リストに係る登録要領

令和6年8月27日  
6産労農安第761号

## 第1 目的

東京産農産物とその加工品(以下「東京産農産物等」という。)を小売店・飲食店等向けに提供可能な事業者(生産者、仲卸業者等)の登録リストを作成し、東京産農産物等の流通の情報提供を行い、地産地消を推進する。

## 第2 東京産農産物等の定義

都内で生産されている農産物とその加工品で、食用に供するものであること。なお、TOKYO Xについては、東京都外で肥育しているものを含む。

なお、加工品の対象品目は、別紙のとおりとする。

## 第3 登録資格要件

- (1) 過去1年に東京産農産物等の取引実績があること
- (2) 公序良俗に反する業務を行っていないこと
- (3) 本登録要領の内容を理解し承諾していること
- (4) 小売店・飲食店等からの問い合わせに対し、外部機関等の支援によらず、自ら主体的に対応を行える体制があること

## 第4 登録

- (1) 新規登録受付は、東京都の指定する登録フォーム及び期間により行うものとする。
- (2) 登録フォームには漏れなく正確に記載すること
- (3) 東京都は、受理した登録フォームを確認、審査のうえ登録の可否を決定する。なお、登録フォームの内容に不備がある場合、東京都は受理しないものとする。
- (4) 登録可否については別途文書にて通知する(不登録の場合の理由等は開示しない)。

## 第5 登録後の条件

- (1) 本リストを参照した小売店・飲食店等からの取引に関する問い合わせに対し、適切な対応を行うこと
- (2) 登録情報に変更等が生じた際には速やかに東京都に連絡し、手続きを行うこと
- (3) 東京都からの求めに応じて登録情報の更新を行うこと(年1回を目処)
- (4) 本事業者リスト登録に係る改善等のためのアンケート・ヒアリングに協力すること
- (5) 東京都の名称を使用し、東京都の社会的評価・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為を行わないこと
- (6) 商品の販売に際し、東京産農産物等であることを確認し、分かりやすく表示を行うこと。

## 第6 リストの活用方法

- (1) 東京都は登録フォームを元に「東京産農産物等の取扱い事業者リスト」を作成し、記入された項目を東京都のウェブサイトに掲載する。
- (2) 実際の取引条件等の交渉は直接当事者間で行うこと

## 第7 登録の取り消し

東京都は以下の場合には、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録事業者から登録取消しの申し出があったとき
- (2) 登録事業者が第3の資格要件を満たしていないことが判明した場合
- (3) 登録事業者が第5の登録後の条件を満たしていないと東京都が判断したとき
- (4) 登録事業者が法令、社会常識に反する行為を行っているとして東京都が判断したとき
- (5) その他東京都が必要と認めた場合

## 第8 注意事項

- (1) 本リストは、あくまで情報を整理し、小売店・飲食店等に情報提供する場を東京都が設けるものであるため、リストに登録されていても、小売店・飲食店等からの取引が必ず寄せられることを保証するものでない。
- (2) 本掲載に関連して、東京都は登録事業者に対して何らの報酬を支払うものではない。
- (3) 本リスト登録について自社の広報資料等で公表する場合は、「東京産農産物等の取扱い事業者リスト登録事業者」とし、それ以外の名称を用いないこと
- (4) 商品の運搬に際しては、環境により良い自動車利用を心がけること
- (5) 本リストへの登録に関して生じたいかなる損害に対し、東京都は一切の責任を負わないものとする。

## 附 則

この要綱は、令和6年8月27日から施行する。

(別紙)

## 東京産農産物の加工品の対象品目について

農産物の内容が容易に分かる以下の品目を対象とする。

1. 漬物
2. ジュース
3. ジャム
4. ハム、ベーコン、ソーセージ